

このまちでいつまでも 自分らしく暮らしたい

平成21年度～23年度の長寿しあわせ計画（第5次高齢者保健計画と第4期介護保険事業計画）を策定しました。

高齢者の皆さんが、人としての尊厳を保ち、住み慣れた家庭や地域で、その人らしく暮らせる長寿社会の実現を図ってまいります。

詳しいサービス内容については、お問い合わせください。

☎ いきいき長寿課長寿福祉係

44-3121

☎ いきいき長寿課介護保険係

44-3152

高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、すべての高齢者を対象に、福祉サービスをはじめ、生きがいづくり、まちづくりなどの施策と、生活の質を向上させ、健康を保つための保健施策について定めたものです。



介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護予防施策の充実と施設の整備などについて定めたものです。併せて、介護サービス利用見込み量を推計し、この計画における事業費総額をもとに、皆さんに負担していただく保険料を算定しました。



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要施策

「高齢期を生きる市民の誰もが、人としての尊厳を保ち、自らの意思で、そして、住み慣れた家庭や地域で、その人らしく暮らせる長寿社会を築くこと」を基本理念に掲げ、さまざまな施策に取り組みます。

基本目標 4

安心して暮らせるための介護サービスによる支援

- 地域密着型サービスの実施（夜間対応型訪問介護、認知症デイサービスなど）
- 居宅サービスの実施（ホームヘルプサービス、訪問入浴、住宅改修など）
- 施設サービスの実施（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）

基本目標 5

高齢者を支える福祉環境の充実

- 社会福祉活動の拠点づくり、ファミリーサポートセンターの拡充
- ユニバーサルデザインの推進
- 消費生活意識の高揚を図る取り組み など

基本目標 1

健康な心身を維持していくための支援

- 特定健診・後期高齢者健康診査、がん検診などの実施
- 健康相談、健康教育の実施 など

基本目標 2

生きがいのある生活を送るための支援

- 老人クラブ活動の活性化
- 生きがい対応型デイサービスの実施
- 高齢者パソコン教室の実施
- 市内プール利用料の助成 など

基本目標 3

自立した生活を送るための支援

- 地域包括支援センターの利用促進
- 生活機能評価、健康教育、訪問型介護予防事業の実施
- 認知症予防セミナー、認知症予防教室の実施
- 成年後見制度利用の支援
- ひとり暮らし高齢者の訪問及び保健指導
- はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 など

介護保険料の基準額と65歳以上の方の保険料が決まりました

介護保険料は、65歳以上の方（第1号被保険者）に収めていただく保険料と、40～64歳の方（第2号被保険者）に収めていただく保険料に分かれます。

65歳以上の方の保険料については、袋井市が、40～64歳の方の保険料は、加入している各医療保険者がそれぞれ決定します。

今回の計画の見直しにより、平成21年度～23年度の第1号被保険者の保険料が決定しました（下表のとおり）。

平成21年度から3年間の保険料基準額は、年額52,800円（月額4,400円）です。

この第1号被保険者の保険料は、介護保険事業に要する総給付額の20%に当たる費用を第1号被保険者数で割って算出しています。

地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で自立しながら、安心して暮らしていただけるよう、高齢者のさまざまな課題に対して、総合的なケアマネジメントを行い、支援する地域の総合窓口です。

袋井市では、市内の社会福祉法

平成21年度～23年度の介護保険料（第1号被保険者）

●保険料基準額（年額）52,800円（月額4,400円）

所得段階		年額	保険料率
第1段階	老齢福祉年金を受給している方で、本人と世帯全員が市民税非課税または、生活保護を受給している方	26,400円	基準額×0.5
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	26,400円	基準額×0.5
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の方	39,600円	基準額×0.75
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる場合で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	50,100円	基準額×0.95
第5段階	上記以外の方	52,800円	基準額
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	63,300円	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	66,000円	基準額×1.25
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	79,200円	基準額×1.5
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の方	92,400円	基準額×1.75

人に運営を委託し、主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などの専門職が「チーム」を組んで相談に応じています。お気軽にご利用ください。



市内の地域包括支援センター

名称	担当地区	開所日時	所・電話番号
北部地域包括支援センター	三川・今井・山名	月～金（年末年始、祝日は除く） 午前8時30分～午後5時	宇刈850-1（特別養護老人ホーム明和苑内） ☎48-5335
中部地域包括支援センター	袋井東・袋井西・袋井北		久能2914-4（特別養護老人ホーム萬松の里内） ☎49-5022
南部地域包括支援センター	袋井南・高南・笠原		高尾1468（紅紫菽デイサービスセンター2階） ☎43-0023
浅羽地域包括支援センター	浅羽東・浅羽西・浅羽南・浅羽北		浅羽4140（浅羽デイサービスセンター内） ☎23-0780

業務内容

- 高齢者の心身の健康や生活に関する相談
- 介護保険・福祉・医療の相談
- 高齢者虐待の相談
- 成年後見制度などに関する相談
- 介護予防プランの作成 など

